

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年6月8日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P M日本株・アクティブ・オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成29年12月8日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）ファンドの目的及び基本的性格

（二）ファンドの特色

<訂正前>

本書で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

（略）

定量モデル

財務データ等の定量化（数値化）された客観的な情報を利用して、ポートフォリオのリスクを分析するモデルをいいます。

自己資本比率

自己資本と他人資本を合計したものである総資本に占める、自己資本の割合をいいます。数値が高いほど企業の安定性が高いとされます。

簿外債務

会計帳簿に計上されていない債務をいいます。たとえば、保証債務等の将来債務となる可能性がある偶発債務があります。

資産回転率

事業に投資した資産がどれだけ有効に活用されたかを示す指標をいいます。数値が高いほど、資産が効率的に売上に結びついていることを表します。

バリュエーション

企業の利益・資産等の企業価値に対して、株価が相対的に割安か割高かの判断をいいます。

（略）

（略）

マザーファンドにおける銘柄の選定は、日本株式グロース戦略運用担当が行う企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ方式で行います。

ポイント1 日本株式グロース戦略運用担当による徹底した企業取材

企業取材のみを行うアナリストは設けず、マザーファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーを含めた、日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャー全員が企業取材を行います。

ポイント2 徹底した企業取材を基にした分析

日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャー全員が業種にこだわらず企業取材を行うことにより、業種間の比較が容易になります。企業取材においては、事業戦略の優位性や経営陣の質の見極めに重点を置いており、特に経営陣との対話を重視しています。これらを総合的に分析し、銘柄の選定に反映します。

ポイント3 迅速かつ円滑な銘柄選定

アナリストを介さずに直接ポートフォリオ・マネジャーが企業取材を行うことで、より迅速かつ直接的に銘柄選定の意思決定を運用に反映することが可能となります。

（以下略）

<訂正後>

本書で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

（略）

定量モデル

財務データ等の定量化（数値化）された客観的な情報を利用して、ポートフォリオのリスクを分析するモデルをいいます。

バリュエーション

企業の利益・資産等の企業価値に対して、株価が相対的に割安か割高かの判断をいいます。

（略）

（略）

マザーファンドにおける銘柄の選定は、日本株式グロース戦略運用担当が行う企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ方式で行います。

ポイント1 徹底した企業取材を基にした分析

日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャー全員が業種にこだわらず企業取材（年間延べ約2,000件*（平成29年実績））を行うことにより、業種間の比較が容易になります。企業取材においては、事業戦略の優位性や経営陣の質の見極めに重点を置いており、特に経営陣との対話を重視しています。これらを総合的に分析し、銘柄の選定に反映します。

* 日本株式グロース戦略運用担当である各地域のポートフォリオ・マネジャーによる日本の株式についての企業取材件数の合計です。

ポイント2 J.P.モルガン・アセット・マネジメントの国内およびグローバルでの情報の活用

日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャーによる横断的・多面的な企業取材に加えて、委託会社の株式運用本部に所属する他の運用チームや投資調査部との情報共有を積極的に行っているほか、J.P.モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを積極的に活用することで調査・運用能力を強化しています。

（以下略）

（3）ファンドの仕組み

（ハ）委託会社の概況

< 訂正前 >

資本金 2,218百万円（平成29年10月末現在）

（略）

大株主の状況（平成29年10月末現在）

（以下略）

< 訂正後 >

資本金 2,218百万円（平成30年4月末現在）

（略）

大株主の状況（平成30年4月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（1）投資方針

（口）投資態度

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針（口）投資態度」について、以下の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

マザーファンドにおける投資プロセスは次のとおりです。

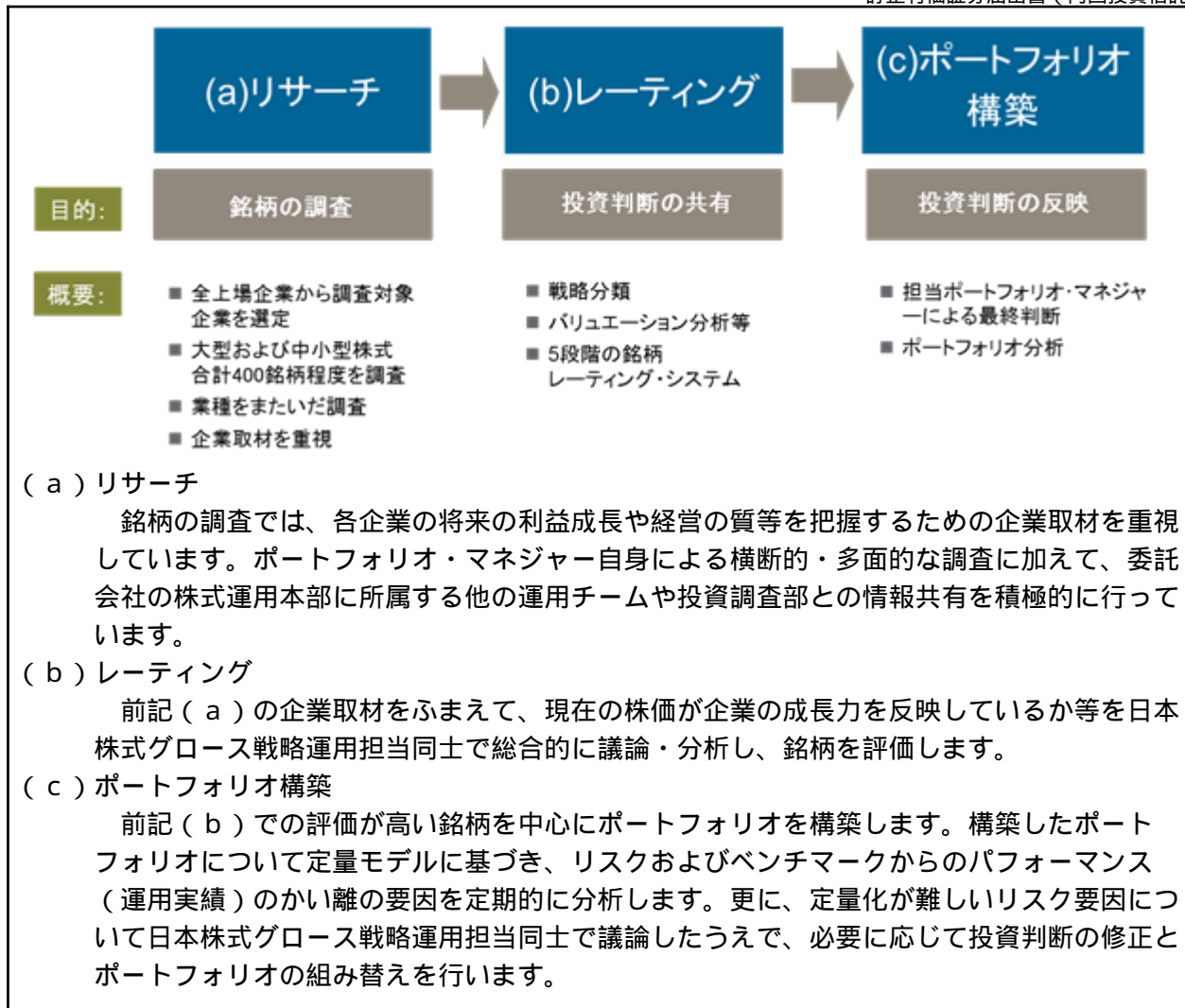
なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用は、委託会社において、日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャー（以下「マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー」といいます。）が行います。

全上場銘柄が投資対象銘柄群になります。投資対象銘柄群は、コア・カバレッジ*に属する銘柄と、それ以外の銘柄から構成されます。

* 詳しくは後記「（a）リサーチ」をご参照ください。

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。



前記における運用プロセスの詳細は以下のとおりとなります。

(a) リサーチ

コア・カバレッジ

日本株式グロース戦略では、日本の株式について、市場全体の動向を的確に分析するため、重点調査対象銘柄としてコア・カバレッジを活用します。コア・カバレッジは約400銘柄の大型株式および中小型株式で構成されます。原則、投資対象銘柄群の全ての業種から銘柄を選び、東京証券取引所の第一部上場銘柄の時価総額に対して70%以上をカバーしています。コア・カバレッジの銘柄は必要に応じて見直します。

コア・カバレッジの活用により、大型株式から小型株式まで、業種をまたいだ横断的な調査を行い、個別企業・業界の分析や投資テーマの発掘を行うことが可能となります。また、新しく魅力的な投資テーマや銘柄を発掘するため、コア・カバレッジ以外の銘柄の調査活動も積極的に行っています。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、コア・カバレッジを含む全ての投資銘柄群に対する企業調査の結果、各銘柄のレーティングをもとに最終的な投資判断を行います。

徹底した企業取材の重視と国内およびグローバルのネットワークによる情報の活用

日本株式グロース戦略では、ポートフォリオ・マネジャー自身が業種をまたいで企業取材を行い、マザーファンドの運用に反映させています。

日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャーによる横断的・多面的な企業取材に加えて、委託会社の株式運用本部に属する他の運用チームや投資調査部との情報共有を積極的に行っ

ています。投資調査部には業界知識豊富なアナリストが所属しており、同部との情報共有を通じて調査能力の強化に繋げています。

また、J.P.モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを積極的に活用します。J.P.モルガン・アセット・マネジメント内の海外拠点に所属する債券、株式等の運用チームと情報を共有し、海外各地域のマクロ経済・企業動向が日本の経済および資本市場に与える影響を勘案し、マザーファンドの投資判断に活用します。

(b) レーティング

日本株式グロース戦略では、リサーチに基づいて各銘柄に5段階のレーティングを付与します。レーティングの付与にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより企業の中長期的な成長力を把握し、現在の株価が企業の成長力を反映しているかを分析します。

戦略分類とレーティング

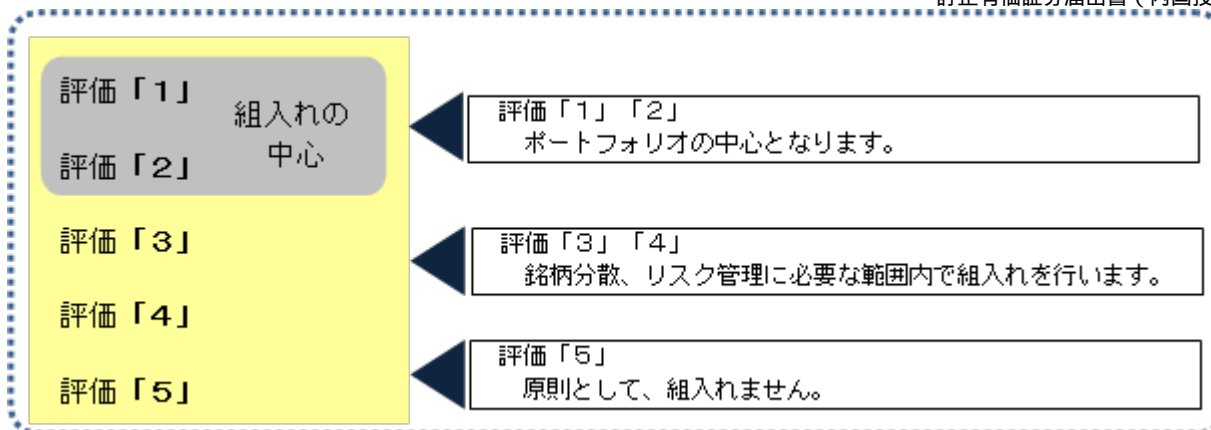
戦略分類は、企業の中長期的な成長の可能性および競争優位の持続性を判断する枠組みであり、「Is this a business we want to own? (投資すべきビジネスであるか)」を示します。収益性、持続性、ガバナンスの3つの側面からのアプローチで約100項目のチェックリストを基に各銘柄のリスクを徹底的に分析し、「プレミアム」「クオリティ」「トレーディング」の順に分類します。

戦略分類により中長期的な成長性を見極めたうえで、バリュエーション分析等を重ねることで「Do we want to own it at today's price? (現在の株価に投資妙味があるか)」を判断し、1から5のレーティングを決定します。

戦略分類およびバリュエーション分析等を行うにあたって着目するポイントの例は以下のとおりです。

戦略分類（プレミアム、クオリティ、トレーディング）		
収益性	持続性	ガバナンス
高い収益性・効率性 設備投資の必要性 キャッシュフローの創出力 財務の健全性 物価変動が収益性に与える影響	競争優位性と持続可能性 業界構造と見直し 技術革新が競争力や産業構造に与える影響 外部環境のリスク 環境・社会的責任への経営意識	過去実績や経営ビジョン・戦略など経営の質 財務の透明性と情報開示 政治・規制リスク 適切な資本配分 株主還元の拡充
バリュエーション分析等		
PER、PBR、EV/EBITDA、配当利回り、長期的な利益成長見通しに基づく5年期期待リターン の相対評価（市場平均比、業界他社比、過去比）および絶対評価 その他（市場コンセンサス予想からの乖離、流動性、需給動向等）		
レーティング		
評価「1」	大幅なアウトパフォーマンス	
評価「2」	アウトパフォーマンス	
評価「3」	マーケットと同水準	
評価「4」	アンダーパフォーマンス	
評価「5」	大幅なアンダーパフォーマンス 原則としてポートフォリオに組入れない	

(c) ポートフォリオ構築



銘柄評価を基にマザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが、マザーファンドの投資目標、リスク許容度および運用ガイドラインを考慮し、最終的な組入れ銘柄、および各銘柄の組入れ比率を決定します。構築したポートフォリオについて定量モデルに基づき、リスクおよびベンチマークからのパフォーマンス（運用実績）のかい離の要因を定期的に分析します。更に、定量化が難しいリスク要因について日本株式グロース戦略運用担当同士で議論したうえで、必要に応じて投資判断の修正とポートフォリオの組み替えを行います。

実際のマザーファンドのポートフォリオでは、市場環境、売買のタイミング、流動性等の理由により、評価「1」銘柄の非保有や、評価「5」銘柄の保有が生じる場合があります。

<当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置>

委託会社は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記のとおりです。委託会社は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。当該措置の詳細については、後記「3 投資リスク（2）投資リスクに関する管理体制」をご参照ください。

- ・ 委託会社の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券のマザーファンドでの組入れ
- ・ マザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社の関係会社である証券会社等に対する発注
- ・ マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社またはその関係会社の役職員による売買等の取引
- ・ マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）
- ・ マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ
- ・ 委託会社またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使
- ・ マザーファンドと、委託会社が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）
- ・ 委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金

（3）運用体制

<訂正前>

当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにかかる、委託会社における運用体制は以下のとおりです。

日本株式グロース戦略運用担当は、委託会社内の組織上、株式運用本部の株式運用部に所属しています。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成29年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>

当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにかかる、委託会社における運用体制は以下のとおりです。

日本株式グロース戦略運用担当は、委託会社内の組織上、株式運用本部の株式運用部に所属しています。また、アナリストが所属する投資調査部も株式運用本部に属しています。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成30年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

（5）投資制限

<訂正前>

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

（略）

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第10条に定めるものをいいます。以下 および において同じ。）に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下 において同じ。）との合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に定めるものをいいます。以下 、 、 および において同じ。）の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（略）

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

（略）

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

（略）

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第10条に定めるものをいいます。以下 、 および において同じ。）の100分の30を超える

こととなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

(略)

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

、 (略)

<訂正後>

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

(略)

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第10条に定めるものをいいます。以下 および において同じ。）に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下 において同じ。）との合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に定めるものをいいます。以下 、 、 および において同じ。）の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

(略)

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとし、

(参考) マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

(略)

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第10条に定めるものをいいます。以下 、 、 および において同じ。）の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

(略)

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

、 (略)

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク (1) リスク要因」の末尾の参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

参考情報

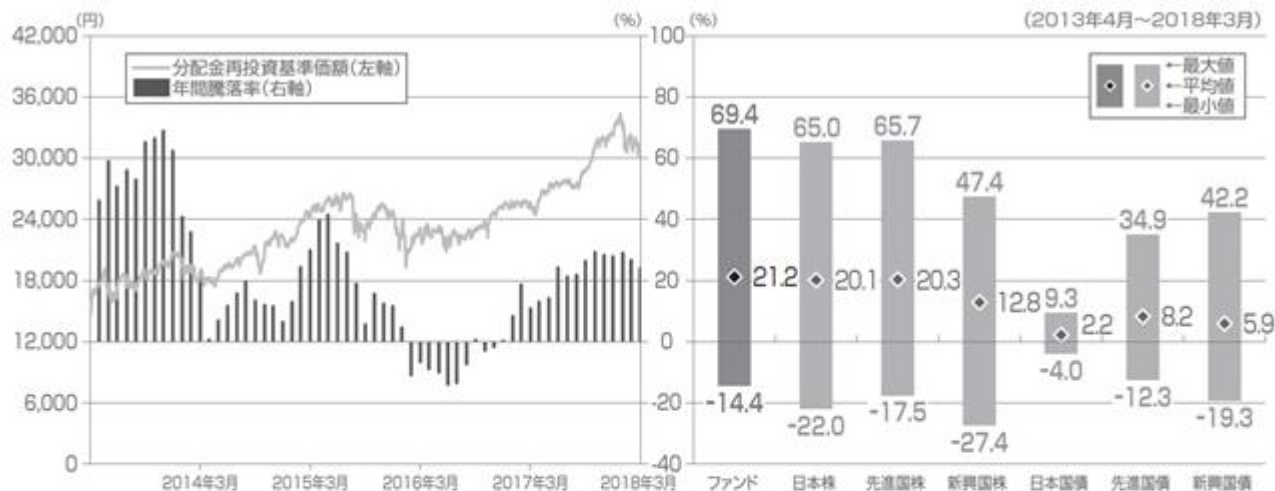
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2013年4月～2018年3月の5年間における、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・J.P.モルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

J.P.モルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティー・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティー・エルエルシーに帰属しています。

(2) 投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

委託会社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(略)

(平成29年9月末現在)

(以下略)

< 訂正後 >

委託会社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(略)

(平成30年3月末現在)

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成29年10月末現在適用されるものです。

(以下略)

< 訂正後 >

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成30年4月末現在適用されるものです。

(以下略)

5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5 運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

(1) 投資状況

(平成30年4月10日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,992,848,835	100.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,074,169	0.14
合計(純資産総額)		2,988,774,666	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

親投資信託は、全て「GIM日本株・アクティブ・マザーファンド(適格機関投資家限定)」です(以下同じ)。

(参考) G I M日本株・アクティブ・マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成30年4月10日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,267,592,510	97.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	72,724,707	2.18
合計(純資産総額)		3,340,317,217	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成30年4月10日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	G I M日本株・アクティブ・マザー ファンド(適格機関投資家限定)	1,112,087,112	2.3749	2,641,149,818	2.6912	2,992,848,835	100.14

(参考) G I M日本株・アクティブ・マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成30年4月10日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	36,000	4,028.00	145,008,000	4,480.00	161,280,000	4.83
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	217,600	661.20	143,877,120	704.40	153,277,440	4.59
3	日本	株式	任天堂	その他製品	3,400	41,031.46	139,506,964	45,050.00	153,170,000	4.59
4	日本	株式	信越化学工業	化学	12,400	10,561.05	130,957,020	10,815.00	134,106,000	4.01
5	日本	株式	オリックス	その他金融業	69,000	1,777.44	122,643,725	1,868.00	128,892,000	3.86
6	日本	株式	三菱商事	卸売業	44,200	2,640.14	116,694,618	2,867.50	126,743,500	3.79
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	39,700	2,469.28	98,030,456	2,622.50	104,113,250	3.12
8	日本	株式	スズキ	輸送用機器	17,100	5,812.09	99,386,779	5,869.00	100,359,900	3.00
9	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,600	58,800.00	94,080,000	61,500.00	98,400,000	2.95
10	日本	株式	エムスリー	サービス業	19,700	3,278.98	64,595,906	4,860.00	95,742,000	2.87
11	日本	株式	ダイキン工業	機械	7,000	10,675.00	74,725,000	12,090.00	84,630,000	2.53
12	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	16,400	4,352.65	71,383,612	4,933.00	80,901,200	2.42
13	日本	株式	SUMCO	金属製品	29,400	1,587.00	46,657,800	2,649.00	77,880,600	2.33
14	日本	株式	ネットワンシステムズ	情報・通信業	44,100	1,559.73	68,784,340	1,605.00	70,780,500	2.12
15	日本	株式	小松製作所	機械	19,100	4,036.86	77,104,064	3,542.00	67,652,200	2.03
16	日本	株式	ソニー	電気機器	12,600	4,470.00	56,322,000	5,328.00	67,132,800	2.01
17	日本	株式	日本電産	電気機器	4,000	12,835.00	51,340,000	16,305.00	65,220,000	1.95
18	日本	株式	TOTO	ガラス・土石製品	10,400	5,551.30	57,733,573	6,110.00	63,544,000	1.90
19	日本	株式	ヤマハ	その他製品	12,100	4,085.51	49,434,772	5,070.00	61,347,000	1.84
20	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	7,700	8,508.00	65,511,600	7,714.00	59,397,800	1.78
21	日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	19,900	3,450.23	68,659,577	2,960.00	58,904,000	1.76
22	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	10,600	5,208.00	55,204,800	5,175.00	54,855,000	1.64
23	日本	株式	東洋	サービス業	12,600	2,765.00	34,839,000	4,315.00	54,369,000	1.63
24	日本	株式	ローム	電気機器	5,400	8,800.00	47,520,000	9,610.00	51,894,000	1.55
25	日本	株式	物語コーポレーション	小売業	4,300	10,304.14	44,307,808	12,030.00	51,729,000	1.55
26	日本	株式	ツムラ	医薬品	13,200	3,620.62	47,792,237	3,775.00	49,830,000	1.49
27	日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	10,300	3,530.00	36,359,000	4,830.00	49,749,000	1.49
28	日本	株式	ビジョン	その他製品	10,000	4,454.23	44,542,353	4,935.00	49,350,000	1.48
29	日本	株式	オリンパス	精密機器	12,200	4,269.40	52,086,680	4,005.00	48,861,000	1.46
30	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	9,200	3,570.00	32,844,000	5,190.00	47,748,000	1.43

種類別および業種別投資比率

（平成30年4月10日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.14

（参考）G I M日本株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家限定）

（平成30年4月10日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	建設業	1.17
		繊維製品	0.27
		化学	10.98
		医薬品	3.46
		ガラス・土石製品	3.27
		金属製品	3.04
		機械	5.92
		電気機器	11.68
		輸送用機器	3.00
		精密機器	2.04
		その他製品	8.43
		情報・通信業	5.98
		卸売業	4.36
		小売業	5.88
		銀行業	10.72
		証券、商品先物取引業	0.48
		保険業	2.42
		その他金融業	3.86
サービス業	10.86		
合計			97.82

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成30年4月10日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
10期	(平成20年9月10日)	2,484	2,484	1.6565	1.6565
11期	(平成21年9月10日)	2,039	2,039	1.2761	1.2761
12期	(平成22年9月10日)	1,591	1,591	1.1153	1.1153
13期	(平成23年9月12日)	1,478	1,478	1.0506	1.0506
14期	(平成24年9月10日)	1,533	1,533	1.1026	1.1026
15期	(平成25年9月10日)	2,417	2,417	1.8126	1.8126
16期	(平成26年9月10日)	2,540	2,553	2.0275	2.0375
17期	(平成27年9月10日)	2,503	2,525	2.2654	2.2854
18期	(平成28年9月12日)	2,350	2,361	2.1725	2.1825
19期	(平成29年9月11日)	2,609	2,639	2.6436	2.6736
	平成29年4月末日	2,619	-	2.5009	-
	平成29年5月末日	2,680	-	2.5953	-
	平成29年6月末日	2,728	-	2.6524	-
	平成29年7月末日	2,704	-	2.6634	-
	平成29年8月末日	2,664	-	2.6725	-
	平成29年9月末日	2,746	-	2.7701	-
	平成29年10月末日	2,800	-	2.9601	-
	平成29年11月末日	2,916	-	3.0389	-
	平成29年12月末日	2,965	-	3.0803	-
	平成30年1月末日	3,072	-	3.1441	-
	平成30年2月末日	3,036	-	3.0687	-
	平成30年3月末日	2,980	-	3.0187	-
	平成30年4月10日	2,988	-	3.0304	-

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0100
17期	0.0200
18期	0.0100

19期	0.0300
20期（中間期）	0.0000

収益率の推移

期	収益率（％）
10期	31.0
11期	23.0
12期	12.6
13期	5.8
14期	4.9
15期	64.4
16期	12.4
17期	12.7
18期	3.7
19期	23.1
20期（中間期）	13.8

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
10期	245,545,638	437,459,790	1,499,707,791
11期	312,759,410	214,271,203	1,598,195,998
12期	150,963,030	322,035,938	1,427,123,090
13期	212,251,814	231,998,529	1,407,376,375
14期	151,881,584	168,796,910	1,390,461,049
15期	266,093,018	322,684,105	1,333,869,962
16期	277,685,569	358,312,493	1,253,243,038
17期	255,410,928	403,533,104	1,105,120,862
18期	165,311,029	188,525,442	1,081,906,449
19期	186,253,164	281,020,765	987,138,848
20期（中間期）	161,535,514	156,527,349	992,147,013

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2018年4月10日	設定日	1998年10月30日
純資産総額	29億円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

* 分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
15期	2013年9月	0
16期	2014年9月	100
17期	2015年9月	200
18期	2016年9月	100
19期	2017年9月	300
	設定来累計	1,000

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

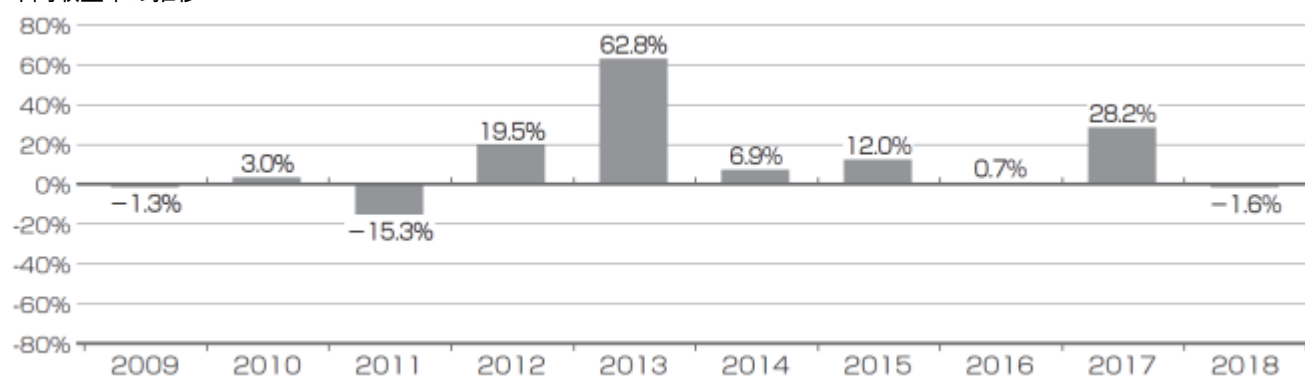
組入上位銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率*
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.8%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.6%
3	任天堂	その他製品	4.6%
4	信越化学工業	化学	4.0%
5	オリックス	その他金融業	3.9%
6	三菱商事	卸売業	3.8%
7	リクルートホールディングス	サービス業	3.1%
8	スズキ	輸送用機器	3.0%
9	キーエンス	電気機器	2.9%
10	エムスリー	サービス業	2.9%

業種別構成状況

業種	投資比率
電気機器	11.7%
化学	11.0%
サービス業	10.9%
銀行業	10.7%
その他製品	8.4%
その他	45.3%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

* 2018年の年間収益率は前年末営業日から2018年4月10日までのものです。

* 当ページにおける「ファンド」は、JPM日本株・アクティブ・オープンです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第3【ファンドの経理状況】

< 訂正前 >

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（平成28年9月13日から平成29年9月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

< 訂正後 >

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（平成28年9月13日から平成29年9月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成29年9月12日から平成30年3月11日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 1財務諸表」について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

< 追加 >

中間財務諸表

【JPM日本株・アクティブ・オープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (平成29年9月11日現在)	当中間計算期間末 (平成30年3月11日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	513,038
親投資信託受益証券	2,661,609,069	3,011,677,009
未収入金	4,982,213	2,790,670
流動資産合計	2,666,591,282	3,014,980,717
資産合計		
	2,666,591,282	3,014,980,717
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	29,614,165	-
未払解約金	4,982,213	5,696,477
未払受託者報酬	1,442,432	1,552,903
未払委託者報酬	20,626,758	22,206,449
その他未払費用	288,418	310,524
流動負債合計	56,953,986	29,766,353
負債合計		
	56,953,986	29,766,353
純資産の部		
元本等		
元本	1,987,138,848	1,992,147,013
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,622,498,448	1,993,067,351
(分配準備積立金)	595,938,079	506,868,009
元本等合計	2,609,637,296	2,985,214,364
純資産合計		
	2,609,637,296	2,985,214,364
負債純資産合計		
	2,666,591,282	3,014,980,717

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	前中間計算期間 (自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日)	当中間計算期間 (自 平成29年 9月12日 至 平成30年 3月11日)
営業収益		
有価証券売買等損益	382,951,845	372,554,832
営業収益合計	382,951,845	372,554,832
営業費用		
受託者報酬	1,354,266	1,552,903
委託者報酬	19,365,876	22,206,449
その他費用	270,789	310,524
営業費用合計	20,990,931	24,069,876
営業利益又は営業損失（ ）	361,960,914	348,484,956
経常利益又は経常損失（ ）	361,960,914	348,484,956
中間純利益又は中間純損失（ ）	361,960,914	348,484,956
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	28,212,717	42,175,141
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,268,577,773	1,622,498,448
剰余金増加額又は欠損金減少額	161,587,853	323,949,084
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	161,587,853	323,949,084
剰余金減少額又は欠損金増加額	168,243,019	259,689,996
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	168,243,019	259,689,996
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,595,670,804	1,993,067,351

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	中間計算期間末日の取扱い 平成29年9月10日が休日のため、信託約款第41条により、前計算期間末日を平成29年9月11日としており、当中間計算期間末日を平成30年3月11日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (平成29年9月11日現在)	当中間計算期間末 (平成30年3月11日現在)
1 期首元本額	1,081,906,449円	987,138,848円
期中追加設定元本額	186,253,164円	161,535,514円
期中一部解約元本額	281,020,765円	156,527,349円
受益権の総数	987,138,848口	992,147,013口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	2.6436円 (26,436円)	3.0088円 (30,088円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末または当中間計算期間末
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「G I M日本株・アクティブ・マザーファンド(適格機関投資家限定)」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「G I M日本株・アクティブ・マザーファンド(適格機関投資家限定)」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(平成29年9月11日現在)	(平成30年3月11日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		78,433	135,115,814
コール・ローン		87,194,079	-
株式		3,582,756,380	3,283,241,930
未収入金		-	111,505,784
未収配当金		959,380	958,000
流動資産合計		3,670,988,272	3,530,821,528
資産合計		3,670,988,272	3,530,821,528
負債の部			
流動負債			
未払金		1,064,704	161,278,293
未払解約金		4,982,213	2,790,670
未払利息		238	-
流動負債合計		6,047,155	164,068,963
負債合計		6,047,155	164,068,963
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,576,117,537	1,261,707,214
剰余金			
剰余金又は欠損金()		2,088,823,580	2,105,045,351
元本等合計		3,664,941,117	3,366,752,565
純資産合計		3,664,941,117	3,366,752,565
負債純資産合計		3,670,988,272	3,530,821,528

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成29年9月11日現在)	(平成30年3月11日現在)
1期首元本額	1,950,408,243円	1,576,117,537円
期中追加設定元本額	216,234,509円	189,066,704円
期中解約元本額	590,525,215円	503,477,027円
元本の内訳（注）		
JPM日本株・アクティブ・オープン	1,144,630,400円	1,128,645,259円
GIM日本株・アクティブ・オープン	181,150,427円	133,061,955円
VA1		
JPM日本株・アクティブ・オープン （分配型）	250,336,710円	- 円
合 計	1,576,117,537円	1,261,707,214円
受益権の総数	1,576,117,537口	1,261,707,214口
1口当たりの純資産額	2.3253円	2.6684円
（1万口当たりの純資産額）	(23,253円)	(26,684円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 2ファンドの現況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

(平成30年4月10日現在)

種類	金額	単位
資産総額	2,993,723,965	円
負債総額	4,949,299	円
純資産総額(-)	2,988,774,666	円
発行済口数	986,256,581	口
1口当たり純資産額(/)	3.0304	円

(参考) G I M日本株・アクティブ・マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成30年4月10日現在)

種類	金額	単位
資産総額	3,380,446,380	円
負債総額	40,129,163	円
純資産総額(-)	3,340,317,217	円
発行済口数	1,241,192,052	口
1口当たり純資産額(/)	2.6912	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成29年10月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成29年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（平成30年4月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成30年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 2事業の内容及び営業の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成30年4月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	74	1,012,498
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	60	3,561,902
総合計	134	4,574,400
親投資信託	52	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1. 委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第28期中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、P w Cあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			9,581,999	
前払費用			62,102	
未収入金			22,393	
未収委託者報酬			2,227,564	
未収収益			1,319,520	
関係会社短期貸付金			3,753,000	
その他			7,722	
流動資産計			16,974,304	84.8
固定資産				
投資その他の資産			3,049,544	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		2,345,886		
敷金保証金		568,627		
前払年金費用		55,530		
その他		19,500		
固定資産計			3,049,544	15.2
資産合計			20,023,848	100.0

		第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			89,221	
未払金			1,693,404	
未払手数料		1,077,792		
その他未払金	1	615,612		
未払費用			579,092	
未払法人税等			415,840	
賞与引当金			1,174,284	
役員賞与引当金			29,581	
流動負債計			3,981,424	19.9
固定負債				
長期未払金			287,017	
賞与引当金			516,368	
役員賞与引当金			262,942	
繰延税金負債			5,701	
固定負債計			1,072,029	5.3
負債合計			5,053,454	25.2

		第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			11,739,480	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,705,803		
株主資本計			14,957,480	74.7
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			12,914	
評価・換算差額等計			12,914	0.1
純資産合計			14,970,394	74.8
負債・純資産合計			20,023,848	100.0

(2) 中間損益計算書

		第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			5,647,543	
運用受託報酬			2,797,697	
業務受託報酬			483,755	
その他			204,119	
営業収益計			9,133,115	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			4,053,570	
支払手数料		2,731,918		
調査費		970,987		
その他営業費用		350,664		
一般管理費			4,920,250	
営業費用・一般管理費計			8,973,821	98.3
営業利益			159,294	1.7
営業外収益	1	23,965		
営業外収益計			23,965	0.3
営業外費用	2	25,163		
営業外費用計			25,163	0.3
経常利益			158,096	1.7
税引前中間純利益			158,096	1.7
法人税、住民税及び事業税			506,933	5.5
中間純損失			348,837	3.8

重要な会計方針

項目	第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	
1	営業外収益のうち主要なもの (千円) 受取利息 7,003
2	営業外費用のうち主要なもの (千円) 為替差損 21,098

（リース取引関係）

第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	672,813 千円
1年超	1,682,788 千円
合計	2,355,602 千円

（金融商品関係）

第28期中間会計期間末（平成29年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,581,999	9,581,999	-
(2) 未収委託者報酬	2,227,564	2,227,564	-
(3) 未収収益	1,319,520	1,319,520	-
(4) 関係会社短期貸付金	3,753,000	3,753,000	-
(5) 投資有価証券	2,345,886	2,345,886	-
(6) 敷金保証金	568,627	567,508	1,118
資産計	19,796,599	19,795,480	1,118
(1) 未払手数料	1,077,792	1,077,792	-
(2) その他未払金	615,612	615,612	-
(3) 未払費用	579,092	579,092	-
(4) 長期未払金	287,017	286,416	600
負債計	2,559,513	2,558,913	600

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(6) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、当該保証金の返還時期を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第28期中間会計期間末（平成29年9月30日）

1 . 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2 . その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	2,345,868	2,327,250	18,618
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	18	20	1
合計		2,345,886	2,327,270	18,616

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第28期中間会計期間（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,647,543	2,797,697	483,755	204,119	9,133,115

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
6,755,530	958,767	1,418,817	9,133,115

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	958,767	資産運用業

（1株当たり情報）

第28期中間会計期間 （自平成29年 4 月 1 日 至平成29年 9 月30日）	
1株当たり純資産額	266,069円39銭
1株当たり中間純損失（ ）	6,199円89銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失 （ ）	348,837千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失 （ ）	348,837千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,369百万円（平成29年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的: 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成29年9月末現在)	事業の内容
1	カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	株式会社SBI証券	48,323百万円	同 上
3	エース証券株式会社	8,831百万円	同 上
4	岡安証券株式会社	650百万円	同 上
5	ばんせい証券株式会社	1,558百万円	同 上
6	リーディング証券株式会社	1,868百万円	同 上
7	静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	同 上
8	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
9	SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	同 上
10	マネックス証券株式会社	12,200百万円	同 上
11	野村証券株式会社*	10,000百万円 (平成30年3月末現在)	同 上
12	明和証券株式会社*	511百万円	同 上
13	キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	同 上

14	みずほ証券株式会社*	125,167百万円	同 上
15	リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	同 上
16	立花証券株式会社*	6,695百万円	同 上
17	株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
18	株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	同 上
19	株式会社愛知銀行*	18,000百万円	同 上
20	株式会社香川銀行*	12,014百万円	同 上
21	株式会社静岡銀行	90,845百万円	同 上
22	株式会社北都銀行	12,500百万円	同 上
23	株式会社北國銀行*	26,673百万円	同 上
24	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

* 募集の取扱い以外の業務を行っています。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年4月18日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM日本株・アクティブ・オープンの平成29年9月12日から平成30年3月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPM日本株・アクティブ・オープンの平成30年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月12日から平成30年3月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月8日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。